

日本学生支援機構奨学金 在学猶予の手続きについて

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受け、貸与終了後も進学・留年等で本学に在学している方は、在学猶予の手続きをすることで在学中の返還期限を猶予することができます。

◆在学猶予の手順

スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) にログインし、下記学校番号を入力して在学猶予願を提出してください。

入力期間	平成30年4月2日（月）～4月20日（金）
学校番号	105002-01（法務研以外）105002-60（法務研）

◆スカラネット・パーソナルで在学猶予願の提出ができない場合
奨学金の貸与終了時に受け取った冊子「返還のてびき」の様式集にある「在学届」の該当ページを、自身でコピーして記入したものを上記期限までに下記まで提出してください。（提出の際は**学生証を掲示**してください。）

提出先	角間キャンパス：学生支援係（本部棟2階） ※本部棟…健康診断を受けた「保健管理センター」のある建物 宝町・鶴間キャンパス：所属の学生係
-----	---

◆注意

1. 研究生や科目等履修生等の非正規生は、在学猶予を**申請することができません**。返還猶予を希望する場合は「返還のてびき」に従って一般猶予の手続きをしてください。
2. 在学猶予の手続きが遅れると、返還開始となりリレー口座から返還金が引き落とされることとなりますので、ご注意ください。

（お問い合わせ先）

学生部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

TEL：076-264-5170（受付時間 平日9：00～17：00）